

川崎市幸市民館運営審議会委員の任命について

選出区分	新委員		現委員	
	任命期間	氏名	氏名	現職
	平成27年6月1日から 平成28年4月30日まで		委嘱・任命期間 平成26年5月1日から 平成28年4月30日まで	
1号 (区内に設置された学校の長)	高木 充	市立西御幸小学校長	保坂 正行	市立古川小学校長
2号 (区内の社会教育関係団体等から推薦された者)			北村 知美	幸区PTA協議会会計
			酒井 清	幸区文化協会理事
			佐藤 洋子	幸サークル連絡会副会長
3号 (区内在住の社会教育に関する経験を有する市民)			島田 和代	市民委員
4号 (学識経験者)			中島 由貴	中島齒科医院院長
			片岡 了	明治大学非常勤講師 社会教育推進全国協議会常任委員
5号 (区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者)			金井 岳	小嶋幼稚園園長

川崎市中原市民館運営審議会委員の委嘱について

選出区分	新委員		現委員	
	委嘱期間	氏名	委嘱・任命期間	氏名
1号 (区内に設置された学校の長)	平成27年6月1日から 平成28年4月30日まで		平成26年5月1日から 平成28年4月30日まで	
				現職
2号 (区内の社会教育関係団体等から推薦された者)			石川 奈緒美	川崎市立荏宿小学校校長
			石倉 司奈子	中原区文化協会副会長
			小林 松子	中原市民館サークル連絡会庶務担当
			小口 益平	中原区新丸子東二・三丁目親和会総務部長
			原 藤次	中原区社会福祉協議会理事
3号 (区内在住の社会教育に関する経験を有する市民)			小笠原 茂春	中原区子ども会連合会会長
			金子 孝三	市民委員
4号 (学識経験者)				
5号 (区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者)				
		為 我 井 顕	生 井 賢 一	中原区PTA協議会会長

川崎市麻生市民館運営審議会委員の委嘱について

選出区分	新委員名		現委員名	
	委嘱期間	氏名	氏名	現職
1号 (区内に設置された学校の長)	平成27年6月1日から 平成28年4月30日まで		井藤直美	川崎市立西生田中学校校長
			橋本周	麻生区文化協会総務
2号 (区内の社会教育関係団体等から推薦された者)	松井達也	麻生区町会連合会常任理事	小林信夫	麻生区町会連合会理事
			本玉秀夫	麻生市民館サークル連絡会副会長
3号 (区内在住の社会教育に関する経験を有する市民)			鈴木浩子	麻生区地域教育会議会計監査
			井上俊夫	市民委員
4号 (学識経験者)			岩本陽児	和光大学 教授
5号 (区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者)			西田展子	麻生区PTA協議会書記

関連法規〈抜粋〉

●社会教育法（昭和24年 法律第207号）

（公民館運営審議会）

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

●川崎市市民館条例（昭和47年川崎市条例第38号）

（審議会）

第21条 市民館の円滑な運営を図るため、市民館ごとに市民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、館長の諮問に応じ、市民館における各種の事業の企画実施について調査審議するものとする。

3 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、委員会が委嘱し、又は任命する。

5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

●川崎市市民館運営審議会規則（昭和63年川崎市教育委員会規則第4号）

（選出区分）

第1条の2 条例第21条第4項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 区内に設置された学校の長
- (2) 区内の社会教育関係団体等から推薦された者
- (3) 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- (4) 学識経験者
- (5) 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者